

経理規定について見る商法改正案

沼田 嘉穂

戦後の商法の改正を省みる

商法の経理に関係のある規定、とくに株式会社関係の経理規定は戦後、部分的にかなり改訂された。その理由にはいろいろあるが、主なるものは(1)アメリカの制度を採り入れるため、(2)わが国の貨幣価値が著しく下落し、この結果、従来の規定では不都合を生じたため、(3)企業会計原則との調整を計るため、である。第(1)の例としては株式について一部払込制度を廃止し、これに代るものとして授權株式による未発行株式制度を採用し、また無額面株の導入のごときである。第(2)の例としては額面金額50円を500円に引上げ、または資産再評価法の公布・施行との関連における改正のごときである。第(3)の例としては従来は法定準備金としては利益準備金のみであったが、企業会計原則のいう資本剰余金をある程度採り入れて、資本準備金を新に認めたがごときである。

以上のごとき経理関係の改正は昭和23年および25年にかなり行われ、なお37年公布、38年施行の株式会社の計算規定の改正は最も重要な改正の一つである。なおこの時に法務省令として、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」が商法の株式会社の計算規定の実施令として公布された。この省令は株式会社に関する経理規定としては、むしろ商法の規定そのものよりも重要な実施的価値を有するものとみななければならない。

昭和38年施行の商法の改正および商法規則の公布は、このように商法の経理規定の改正としては重大な意味を持つものであるが、なおその改正は十分とはいええず、とくに会計学者側の意見としてはなお一層の改正を希望する声が強かった。戦後、手直しされた商法の計算規定は株式会社の計算規定に止まり、商法第32条

以下の一般商人についての経理規定（すなわち、商業帳簿の規定）については全く触れられていない。株式会社の計算規定（商法第281条以下）は一般商人の経理規定についての特例であり、商法上の経理の原則は商業帳簿の標題下の規定で定めらるべきものである。このため商法がもし商人の経理原則について根本的に改正する必要を認めたとしたならば、商業帳簿の規定を改むべきことは当然である。商法は明治32年（1889年）に主として大陸法によって制定され、今日まで70余年を経ている。この間に商業帳簿の規定はごく僅かの手直しがあったのみで、ほとんど改正らしきものは行われていない。このため現状に即応しない多くの点を生じている。

以上が大多数の会計学者の意見であり、このことは商法学者自身もある程度認めているものと思われる。

昭和48年3月の商法改正案

以上は主として固有の経理規定について論じたが、商法の改正はこれ以外にいろいろな点で必要が感じられていた。その主なものは(1)監査役および監査制度、(2)社会制度の変更による企業財務の変化の即応、である。わが国の監査役制度が有名無実であることは周知の事実である。この欠点は昭和24年の公認会計士制度の発足以来、公認会計士による強制監査によって大企業、とくに上場会社については幾分かは補なわれてきたものと思われる。しかし決して完全とはいえない。そのことは過去の幾つかの大会社がこの制度を適用されながら倒産し、株主に多大の迷惑を掛けた事実が何よりもよく証明している。

このため公認会計士は監査役および監査制度の改正を要望し、その改正を商法に盛り込むべきであるとの主張および運動は、既に昭和30年代から長い間行われ、公認会計士の職業人としての一つの目標であった。しかしこれを商法に採り入れることはかなりの反対があった。その一つは税理士業界からのものである。公認会計士の監査を広く法人企業に採り入れることは、公認会計士の職域拡張となり、彼等の業務を増大し、ひいては当然の結果として彼等の所得の増大となる。他方、税理士は従来、中小法人の税務を手広く引受けており、業務相談まで行ってきた。この関係から公認会計士の監査権の拡大は税理士の仕事をかなり侵

害する結果となるわけである。ごく端的な遠慮のない言い方をすれば、商法の改正による公認会計士の監査業務の拡大は、その目標はむしろ彼等の職域拡大策であり、税理士の側からすれば職域の侵食となる。ここに重大な利害関係を生ずる。

なお私見によれば強制監査の拡大にはいま一つ重要な点がある。それは公認会計士制度が確立してから既に4半世紀となるが、彼等が果して株主、経営者、一般社会に役立つ実質的な監査をしてきたかという点である。このことを問わずして監査制度の変革は論じられないであろう。

結論として商法は公認会計士の監査制度をどの範囲に止めることによって、税理士業との妥協が得られるかに苦慮したものと思われる。このため監査制度の実質的な規定は望むべくもないようである。法律は妥協の産物であるとの格言をよく現している。

つぎに第(2)の点である社会の経済制度の変化による財務制度の変更への即応である。これについて商法の改正案で取扱われたものは、転換社債の発行についての規定、資本準備金の資本組入についての手続的補足規定の程度に過ぎず、実質的なものはない。

以上の他、中間配当が規定された。これもアメリカの会計制度の輸入に過ぎない。過去において無額面株式などアメリカの会計制度を輸入はして見たものの、わが国の実情に適合せず、その実務への適用はほとんど見られない例もかなりある。中間配当がどの程度の実務性を持つかは、これまた未知数の事柄であろう。

さて商業帳簿の規定を初めとする経理規定の改訂と並んで監査役および監査規定、会社の財務上の新事態を採り入れた規定などを網羅した「商法の一部を改正する法律案」は昭和48年3月20日に発表され、同年の議会上に上提された。しかし48年度の衆議院では通過までには至らず、継続審議となり、辛じて廃案を免れたに止まる。

以下、主として経理関係の部分を主題をして商法改正案の要点を説明しよう。

商業帳簿の規定についての改正案

改正案第32条①商人は営業上の財産及損益の状況を明かにする為会計帳簿、

貸借対照表及損益計算書を作ることを要す

② 商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付ては公正な会計慣行を斟酌すべし
この規定で「営業上の財産及損益の状況」の言葉は現行法第32条と異り、かなり科学的である。すなわち「営業上の」と限定したことは計算対象を明かにしたものであり、また「財産及損益」とは財産計算と損益計算、すなわち計算の内容を明かにしたものである。つぎに会計帳簿と貸借対照表、損益計算書が商業帳簿を構成することを明かにしている。注意すべきは会計帳簿と商業帳簿の二つの用語が使いわけされていることである。すなわち会計帳簿とは帳簿を指し、財務諸表を含まない。商業帳簿とは帳簿と財務諸表とを含み、いわば計算書類の全体を指す。これは単に改正案の法規用語としての使いわけであり、会計理論としての実質的な意味は全く持たない。

第2項の「公正なる会計慣行を斟酌」とは大部分の会計学者は「企業会計原則に従え」と解釈しているようである。しかし企業会計原則は法令ではなく、単なる書きものである。もちろん日本の企業会計原則は、アメリカのそれと異り、学者または学者の団体による単なる意見の発表ではなく、その背後に企業会計審議会なる公の組織を持ち、いわば官制の作品である。このため自由意思による学者の意見以上の強さは持っているようである。このことは徒に官制を尊重する日本人の悪いくせであり、反省すべきである。なお企業会計原則は修正案でだいぶ客観的となり、よくはなったが、なお立案者の独断・偏見なしとはいえない。

私は商法が「公正な会計慣行」という抽象的な用語をあえて使用したことは、企業会計原則というがごとき特定のものに抗策される必要がなく、客観的な会計理論という立場を考慮しているものと思う。そうでなければならぬであろう。

斟酌の解釈は改正案が発表された当時、聞き飽きるほど聞いた。結局、これについては定説は望み得ない。いかに法律論を振り廻して見ても、帰するところは「正しい会計理論を省み、これに従いなさい」という以上は出ないであろう。

(以下とくに明示しない限り、掲げる条文はすべて改正案の条文である)

第33条 ① 会計帳簿には左の事項を整然且明瞭に記載することを要す

- 1 開業の時及毎年1回一定の時期に於ける営業上の財産及其の価額、会社に在りては成立の時及決算期に於ける営業上の財産及其の価額

2 取引その他営業上の財産に影響を及ぼすべき事項

以上は現行法第32条および第33条を帳簿記入の観点からまとめたのみで、とくに目新しい点はない。

第33条 ② 貸借対照表は開業の時及毎年1回一定の時期、会社に在りては成立の時及毎決算期に於て会計帳簿に基き之を作ることを要す。

③ 損益計算書は毎年1回一定の時期、会社に在りては毎決算期に於て会計帳簿に基き之を作ることを要す

以上は貸借対照表および損益計算書の作成時期および作成方法についての規定である。貸借対照表の作成時期については現行法と変るところはない。作成方法について「会計帳簿に基き」と明記したことは商法学者の会計知識についての重大な進歩を物語るものである。企業会計原則ですら正規の簿記の原則で、財務諸表は帳簿に基いて作成せよとは云っていない。然るに商法が財務諸表と帳簿との関係を明かにしたことは、企業会計原則よりもその理論構成が前進していることを見落してはならない。これは改正案の重要な点であると私は確信する。

改正案の評価原則

商業帳簿の規定として改正案の重点の一つは商法が財産評価の基本原則を、従来は時価以下主義に置いていたが、今般これを原則的に原価主義に転換したことであろう。

第34条 会計帳簿に記載すべき財産の価額に付ては左の規定に従う

一 流動資産に付ては其の取得価額、製作価額又は時価を附することを要す

但し時価が取得価額又は製作価額より著しく低きとは其の価格が取得価額又は製作価額迄回復すると認めらるる場合を除くの外時価を附することを要す

昭和37年の改正によって株式会社の計計規定としての財産評価原則は既に時価以下主義から、原則として原価主義に転換し、なお一定の条件の下に原価より低い時価をとることとし、また常に低価評価を許容した。改正案は第34条第1号で一般商人の評価原則も、原則として株式会社の評価原則と同一のものとした。また従来の時価以下主義を全然抹殺することを避け「取得価額、製作価額又は時価

を付する」として、時価評価をも許容する態度を採った。よってこの点が株式会社の許価原則と異なる。すなわち、原価以上の時価で評価しうる。

改正案はこのように財産評価についての原則を改めたが、なおこの他二つの改正を行った。その一つは固定資産についての評価規定を株式会社の計算規定から改正案第34条第2項に移したことである（規定の文言は若干変更されているが、内容は全く同一である）。このため現行法第285条の3は削除されることになっている。

現行法では第34条第2号で、固定資産については時価以下主義による評価方法を採用する必要はなく、取得原価から相当の減損額を控除した価額（すなわち原価を基礎とする未償却残高）をとることができる、としている。すなわち固定資産に関する評価規定は時価以下主義に対する例外規定の形においてのみ表現されるに止まっていた。改正案では財産評価の一般原則を原価においたため、固定資産についての例外規定を設ける必要がなくなり、またこのことは一般商人の評価規定と株式会社の評価規定とを別扱する必要もなくなった。この結果、固定資産の評価規定を会社の計算から商業帳簿に移すに至ったのであろう。

更らにいま一つの増補が行われた。すなわちつぎに示すように第34条第3号の規定を設けたことである。

三 金銭債権に付ては其の債権金額より取立つること能わざる見込額を控除したる額を超ゆることを得ず

すなわち貸倒引当金を計上し、なおこれを評価勘定として処理せよ、とのことである。貸倒引当金が債権の評価勘定であるか、商法第287条の2のにゆう引当金であるかの議論は別として（私は控除的評価勘定ではなく、商法のいう引当金であると確信する）、金銭債権についてのほぼ同一の規定は会社の計算として第285条の4第2項にある。改正案ではこれと同一の内容の規定を第34条第3号として新設したが、第285条の4第2項は削除されず、従来のみである。その理由は不明であるが、多分、単なる形式的な理由によるものであろう。

会社の計算規定についての変更

会社の計算規定である第281条以下についても改正案はかなりの変更を行って

いる。変更の主な点を分類して示すと、つぎのとおりである。

- (1) 商業帳簿の規定の改変に関連するもの
 - (a) 財務諸表の変更——財産目録の削除
 - (b) 財産評価規定の変更——固定資産に関する評価規定の削除
- (2) 監査制度の変更に伴う監査内容の規定の挿入（第 281 条の 3 第 2 項）およびこれに伴う監査期間の延長についての変更（第 281 条の 2，第 281 条の 3 第 1 項，第 281 条の 4 その他関係規定）
- (3) 財産評価——子会社の株式についての評価の特例（第 285 条の 6 第 2 項）
- (4) 中間配当第 293 条の 5 並びにこれに関連する改正

などである。監査条のについての説明は私の専門外であり，なお本稿の話題でもないから省略する。ここで取扱うことは(3)および(4)である。

第 285 条の 6 第 2 項後段に「同条第 2 項の規定は取引所の相場ある株式にして子会社の株式以外のものに之を準用す」とある。

同条第 2 項の規定とは第 285 条の 2 第 2 項を指し，低価評価法の適用の規定である。すなわち子会社の株式については低価評価法は適用しない，とのことである。会計理論の上からは長期投資は原価評価を以て評価原則とし，時価の変動は考慮する必要がないとの主張が大勢を占めている。商法が今回の改正でこれを取入れたものである。

中間配当について

会社の計算規定についての改正案の変更の重点は，中間配当を認めたことである。アメリカでは既にかなり前から中間配当制度が行われてきた。これを極く常識的にいうならば，年 2 回決算をすることは手数であるから，決算は年 1 回に止め，その中間で配当をしたければ，仮決算を行い，配当しうる利益が生じたことを内部的に明かにした上で，仮払金の形で配当する。そして年度末に本決算を行い，その利益を確定し，これからまず仮払配当金を控除し，その残金から決算期末の配当を行う，というにある。

この制度は手続上，便利であるため，わが国でも前々からこれを取り入るべきであるとの主張は商法学者，経営学者および会計学者の間でかなり強力であっ

た。とくにアメリカ一偏倒の企業会計原則論者は無批判にこの制度の流入を主張し、意見書などに公表してきた。

今般の商法改正案では一方、監査制度の複雑化を規定しているから、他方、手続の簡易化を必要とすることもあって、中間配当に踏切ったものと思われる。すなわち改正案第293条の5に中間配当（改正案は中間配当という用語は使用していない。金銭の分配という。すなわち商法上はこれを配当とは認めていない）についての規定を設けた。その規定をここに掲げることは避けるが、その内容の要旨は、つぎのとおりである。

- (1) 中間配当は事業1度を1か年とする企業でなければ実施できない。
- (2) 中間配当は最終の決算において商法の配当制限についての規定を満たした上で配当しうる金額を限度とする。すなわち商法の配当制限規定の適用のみの観点からいえば、最終の決算で配当しうるものを、中間配当まで繰延べる結果となる。
- (3) 上記(2)の制限を満たしているときといえども、中間配当をすることによってその事業年度末の純資産が商法の定める配当制限規定の限度額以下となる恐のあるときにはその限度を超えては中間配当はできない。
- (4) 中間配当についても一般の配当と同様に、商法第288条の規定による利益準備金の積立を要する。

以上をもって見ると、わが国の商法のいう中間配当は、前期で配当しうる利益の繰延を意味し、期中における仮決算の結果として配当金の仮払を意味するものではない。結局、真の意味の中間配当の実質はかなり骨抜きになっているものと思う。なお中間配当については中間配当の受取人である株主の決定、増資（とくに転換社債の転換による増資）などについて多くの手続上の問題があると思われるが、これらはすべて後日に託された問題である。

以上の他、改正案は資本準備金の資本えの組入による無償交付株式の発行、株式配当の場合の新株の発行等についての端数株の取扱、転換社債の発行などについての規定を設けた。しかしこれらは大部分、従来の規定の補足規定であり、本質的に著しい変更は認められない。

以上、商法改正案のうち主として経理規定について大略を説明した。